

広野駅交流施設 名称募集要項

1 募集の目的

広野町では、広野駅を利用する通勤・通学者をはじめ、地域の皆さんや来訪者が気軽に立ち寄り、交流することができる新たな賑わいの拠点として「広野駅交流施設」を整備しました。

本施設は、「人と人がつながる」「活動や交流がひろがる」「新しい価値や賑わいが生まれる」ことをコンセプトとし、様々な人や活動がつながり、新たな交流の循環が生まれる場所となることを目指しています。

この施設が町民の皆さんをはじめ、多くの方々に親しまれ、愛着を持って利用していただける施設となるよう、施設の名称を募集します。

2 募集内容

次の2点を募集します。

- (1) 広野駅交流施設の名称
- (2) 名称に込めた意味・理由・説明

3 応募資格

年齢、住所を問わず、どなたでも応募できます。

4 応募条件

- (1) 応募は1人1点までとします。
- (2) 広野駅交流施設のコンセプトを踏まえ、施設をPRするのにふさわしく、親しみやすい名称であること。
- (3) 応募者自身が考案した未発表の名称であること。
- (4) 第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害しないものであること。
- (5) 応募に当たっては、次の事項を記載してください。
 - ・施設の名称
 - ・名称の説明
 - ・氏名
 - ・公表名（本名以外での公表を希望する場合）
 - ・住所
 - ・電話番号

5 募集期間

令和8年10月9日（金）から令和8年11月13日（金）まで

※郵送の場合は、令和8年11月13日（金）必着とします。

6 応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

- (1) 広野町役場への持参（広野町役場2階 政策企画課）
- (2) 郵送
- (3) 電子メール
- (4) ファクス
- (5) 申請フォーム

※応募に必要な郵送料、通信料その他の費用は応募者の負担となります。

7 選定方法

応募いただいた名称について、「広野駅交流施設（仮）名称選定委員会」において、次の観点から総合的に審査し、名称を選定します。

- (1) 施設のコンセプトや目的を表現していること
- (2) 親しみやすく、覚えやすいこと
- (3) 広野町や広野駅周辺の新たな賑わい・交流拠点にふさわしいこと
- (4) 将来にわたり幅広い世代に親しまれる名称であること
- (5) 施設の魅力発信やPRにつながる名称であること

なお、応募数の多寡によって名称を決定するものではありません。また、同一の名称について複数の応募があった場合は、名称に込めた意味や説明等を含めて審査します。

8 結果発表

選定結果は、「広報ひろの」及び広野町ホームページ等で発表します。

受賞者には、事前に直接通知します。

なお、受賞者の氏名または公表名、名称及び名称の説明について公表する場合があります。

9 応募作品の取扱い

- (1) 採用された名称に係る使用权その他名称の利用に必要な権利は、広野町に帰属するものとします。
- (2) 採用された名称について、施設名称として使用するに当たり、必要に応じて表記等の一部補正・変更する場合があります。
- (3) 応募作品は返却しません。
- (4) 応募された名称について、第三者の権利を侵害するなどの問題が生じた場合は、応募者の責任において対応するものとします。
- (6) 採用決定後に、応募条件を満たしていないことが判明した場合は、採用を取り消す

場合があります。

10 個人情報の取扱い

応募に際して取得した個人情報は、本名称募集及び選定に必要な範囲で使用し、法令等に基づく場合を除き、本人の同意なくその他の目的に使用することはありません。

ただし、受賞者については、氏名または公表名を「広報ひろの」、町ホームページ等で公表する場合があります。

11 その他

- (1) 応募をもって、本募集要項の内容に同意したものとみなします。
- (2) 選定経過及び選定結果に関する個別のお問い合わせには回答いたしません。
- (3) 応募された名称の中から、必ず採用作品を決定するものではありません。
- (4) 必要に応じて、採用名称の表記やデザイン等について広野町が調整する場合があります。

12 応募・問い合わせ先

広野駅交流施設名称選定委員会事務局（広野町役場 政策企画課）

〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

電話：0240-27-1251 FAX：0240-27-2212

E-mail：seisaku@town.hirono.fukushima.jp